

○おおちゃん融資保証料補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく普通小口資金（以下「普通小口資金」という。）、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく小規模小口資金（以下「小規模小口資金」という。）、いわて起業家育成資金貸付要綱（平成9年4月1日岩手県制定）に基づく創業資金（以下「創業資金」という。）又は岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金（以下「商工観光資金」という。）に基づく融資に付される岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証料（以下「保証料」という。）を毎年度予算の範囲内で町が補給することにより、中小企業の振興育成及び復興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するもの

- ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める会社及び個人
- イ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号の2及び同法施行令第1条第1項及び第2項に定める業種を主たる事業とする会社及び個人
- ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第3号に定める業種を主たる事業とする法人
- エ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める事業協同組合、信用協同組合、事業協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合
- オ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に定める商店街振興組合
- カ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第3条に定める生活衛生同業組合

(2) 取扱金融機関 次のいずれかに該当するもの

- ア 株式会社岩手銀行大槌支店
- イ 株式会社北日本銀行大槌支店
- ウ 株式会社東北銀行釜石支店
- エ 宮古信用金庫大渡支店

(保証料補給率及び期間)

第3条 保証料補給率は、協会の定めるところとする。

2 保証料補給の期間は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金及び商工観光資

金の貸付期間とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる保証料補給を行わない。

(1) 貸付期間を延長した場合 延長期間の保証料補給

(2) 債務履行を遅延した場合 遅延分の保証料補給

(保証料補給の対象者)

第4条 保証料補給の対象者は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金又は商工観光資金の貸付けを受けた中小企業者のうち、おおちゃん融資利子補給要綱又は復興おおちゃん融資利子補給要綱に基づき利子の補給を受けた者とする。

2 第1項の対象者は、保証料補給金の交付の手續に関する権限を取扱金融機関に委任するものとする。

(保証料補給金の交付)

第5条 取扱金融機関は、対象中小企業者の当該年度に係る保証料を記載したおおちゃん融資保証料補給金報告書(様式第1号)を翌4月末日までに町長に提出するものとする。

2 町は、前項の書類を受理したときは、その内容を審査し、保証料補給を適当と認めるときは、30日以内に対象中小企業者へ保証料補給金を支払うものとする。

(保証料補給金の打切り等)

第6条 町長は、貸付けを受けた者が当該資金をその目的に反して使用したとき、又は町内で事業を営まなくなったときは、その者に係る金融機関に対する保証料補給金を打ち切るものとし、過払い分がある場合は、保証料補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

様式第1号(第5関係)

年 月 日

大槌町長 様

所在地

金融機関名

代表者氏名

印

おおちゃん融資保証料補給金報告書

当該年度における対象中小企業者の保証料補給金の交付につきまして、おおちゃん融資保証料補給要綱により、別紙明細書を添えて、次のとおり報告します。

内訳

資金名	件数	金額
普通小口資金		
小規模小口資金		
創業資金		
商工観光資金		
合計		